

背景

- ・質の高い建築物の整備が求められている
- ・構造計算書偽装問題や完了検査を受けない建築物における違反、施工ミス等による建築基準法令違反が発生
- ・部材・資材レベルの建築主事等による確認審査が困難な問題が発生
 - 昇降機における強度の低い鋼材の使用(H19)、防耐火構造の大臣認定の不正取得(H19)等
- ・昇降機における人身事故など重大な建築物事故が発生
 - 港区内の公共賃貸住宅のエレベーターによる事故(H18)、吹田市内の遊園地のコースターによる事故(H19)等

円滑な経済活動を確保しつつ、建築確認・検査・違反是正といった一連の手続きの実効性を確保することが必要

これまでの取組

- ・確認検査を実施する体制の強化
 - ・確認検査機関(H11-)
 - ・構造計算適合性判定機関(H19-)
- ・基準適合を担保するための手続の充実・強化
 - ・中間検査の導入(H11-)
 - ・定期報告の充実(H20-)
- ・建築物の安全・安心の確保のための計画的取組の要請
 - ・建築物安全安心実施計画(H11-)
 - ・既存建築物に係る違反对策推進計画(H14-)

検討課題

- ・部材・資材の製造、建築物の設計・施工、維持管理といった建築物のライフサイクルの各段階における安全確保体制の確立
 - ・防耐火構造の大臣認定の不正取得への対応
 - ・JIS規格不適合コンクリート問題への対応
 - ・昇降機等の工場生産段階での品質確保対策
 - ・昇降機等の設置後の維持管理対策
- ・事故発生時における迅速・的確な対応と事故情報の収集・分析等による技術基準等への反映
- ・必要な技術基準や運用指針の迅速な整備と実務者へのきめ細かい情報提供
- ・建築物や建築技術者等に関するデータベースの整備とその有効活用

建築行政マネジメント計画について

建築行政マネジメント計画

これまで取り組んできた「建築物安全安心推進(実施)計画」を発展させ、建築行政が直面する課題や制度改正に対応して、限られた人員・予算の中でも適正かつ効率的に法令遵守を徹底するため、関係機関と連携しつつ、建築行政が取り組むべき事項について策定する新たな計画

国は、国の建築行政に関するマネジメントの基本方針として、『**建築行政マネジメント基本方針**』を策定

地方公共団体(都道府県、特定行政庁)は、それぞれの地域の課題と取り組み方策を示した『**建築行政マネジメント計画**』を策定

国は、地方公共団体が『建築行政マネジメント計画』を策定するのに先立ち、策定のための指針(『**建築行政マネジメント計画策定指針**』)を策定し、公表する。

計画期間

H22年度～31年度の10年間

(前期5年、後期5年に分け、5年目時点での達成状況を踏まえて見直しを実施)

計画の公表

計画内容及び計画した目標の達成状況について、公表するものとする。

建築行政マネジメント計画の概要

国

「建築行政マネジメント基本方針」

地方公共団体

「建築行政マネジメント計画」

趣 旨

国の建築行政に関するマネジメントの基本方針として策定(基本制度部会答申としてとりまとめ)

建築物に係る安全確保の社会的要請と新たな建築制度のもと、限られた人員・予算において、建築規制の実効性の確保に最大限の効果をあげるために策定

策定主体

国

都道府県、特定行政庁
(都道府県計画においては、特定行政庁としての計画に加え、都道府県としての方針等を記載)

計画対象

建築基準法及び建築物の安全に関する性能の向上に係る制度
(建築基準法、建築士法、耐震改修法、アスベスト対策)

計画期間

H22年度～31年度の10年間
(前期5年、後期5年に分け、5年目時点での達成状況を踏まえて見直しを実施)

建築行政マネジメント基本方針・計画において盛り込むべき事項

・建築行政マネジメント基本方針・計画の位置づけ

策定の背景・意義
国と地方の役割分担

計画の対象範囲
計画の策定主体

計画期間
目標の設定

計画の公表

・盛り込むべき施策

1. 執行体制の整備
 - ・建築行政内部の執行体制の強化
 - ・関係機関や関係団体との連携強化
2. テータベースの整備と有効活用
3. 確認から維持保全に至るまでの建築規制の実効性の確保
 - (1) 確認審査の円滑な実施
 - (2) 指定確認検査機関等に対する指導・監督
 - (3) 施工時における適法性の確保
 - ・中間検査・完了検査の的確な実施
 - ・工事監理業務の適正化とその徹底
 - (4) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督
 - (5) 建築物の適切な維持・保全
 - ・定期報告制度による適正な維持管理
 - ・違反建築物対策の徹底
 - ・耐震診断・改修の促進
 - ・アスベスト対策の推進
 - ・昇降機等の安全性の確保
4. 事故・災害時の対応
 - ・警察等との連携による迅速かつ的確な事故対応
 - ・応急危険度判定の的確な実施
5. 行政職員の資質、能力の向上
6. 消費者への対応
 - ・相談窓口の設置
 - ・苦情処理体制の整備
 - ・消費生活センターとの連携

このほか、国の基本方針においては、必要な技術基準の整備、大臣認定の不正取得の再発防止等、国として取り組むべき事項について記載することを検討。

・進捗状況の確認と継続的改善

進捗状況の確認と公表

取り組みの見直しと継続的改善

(参考) 建築物安全安心実施計画との比較

建築行政マネジメント計画

建築行政が直面する課題や制度改正に対応して、限られた人員・予算の中でも適正かつ効率的に法令遵守を徹底すること。

1. 執行体制の整備
 - ・建築行政内部の執行体制の強化
 - ・関係機関や関係団体との連携強化
2. テータベースの整備と有効活用
3. 確認から維持保全に至るまでの建築規制の実効性の確保
 - (1) 確認審査の円滑な実施
 - (2) 指定確認検査機関等に対する指導・監督
 - (3) 施工時における適法性の確保
 - ・中間検査・完了検査の的確な実施
 - ・工事監理業務の適正化とその徹底
 - (4) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督
 - (5) 建築物の適切な維持・保全
 - ・定期報告制度による適正な維持管理
 - ・違反建築物対策の徹底
 - ・耐震診断・改修の促進
 - ・アスベスト対策の推進
 - ・昇降機等の安全性の確保
4. 事故・災害時の対応
 - ・警察等との連携による迅速かつ的確な事故対応
 - ・応急危険度判定の的確な実施
5. 行政職員の資質、能力の向上
6. 消費者への対応
 - ・相談窓口の設置
 - ・苦情処理体制の整備
 - ・消費生活センターとの連携

建築物安全安心実施計画

すべての建築物の適法性が確保されるよう、工事監理、中間検査、完了検査及び違反建築物の是正が徹底されること。

中間検査及び完了検査の的確な実施
・指定確認検査機関の業務体制整備
・中間検査の対象工程の指定
・建築確認・検査に関する書類閲覧制度の整備 等

工事監理業務の適正化とその徹底
・工事管理者の選任の徹底
・工事監理の委託内容の書面交付の徹底 等

違反建築物対策の総合的な推進等
・建設業行政、不動産業行政、警察との連携強化
・不適切な業務を行った建築士等の処分の強化
・違反建築パトロールの徹底 等

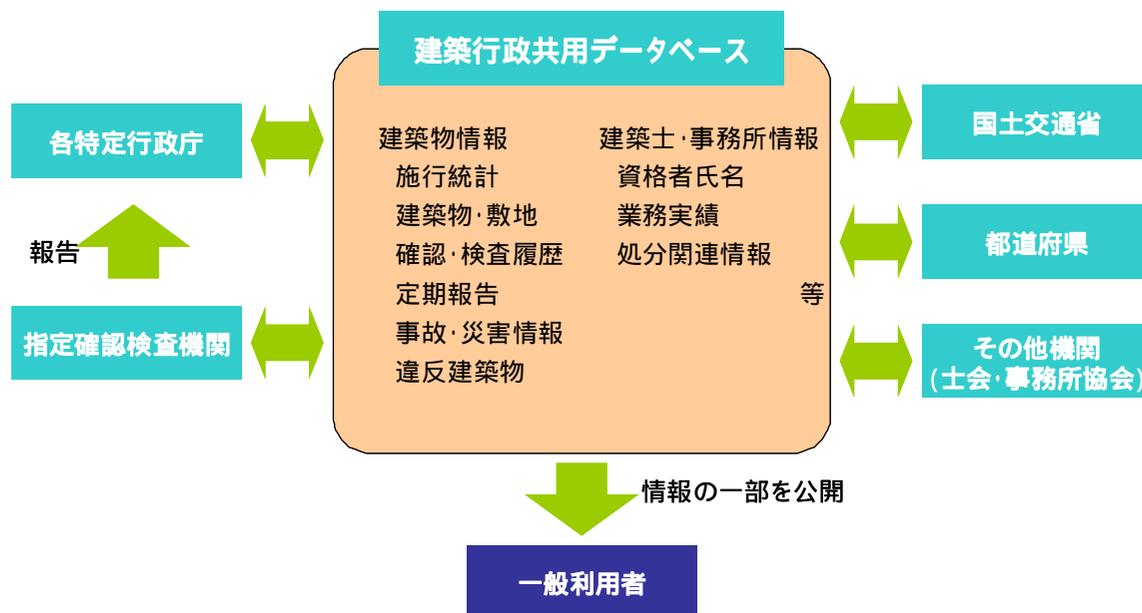
消費者に対する積極的な情報提供、普及啓発
・建築確認・検査に関する書類閲覧制度の整備
・建築手続等に関するパンフレットの配布、相談窓口の設置 等

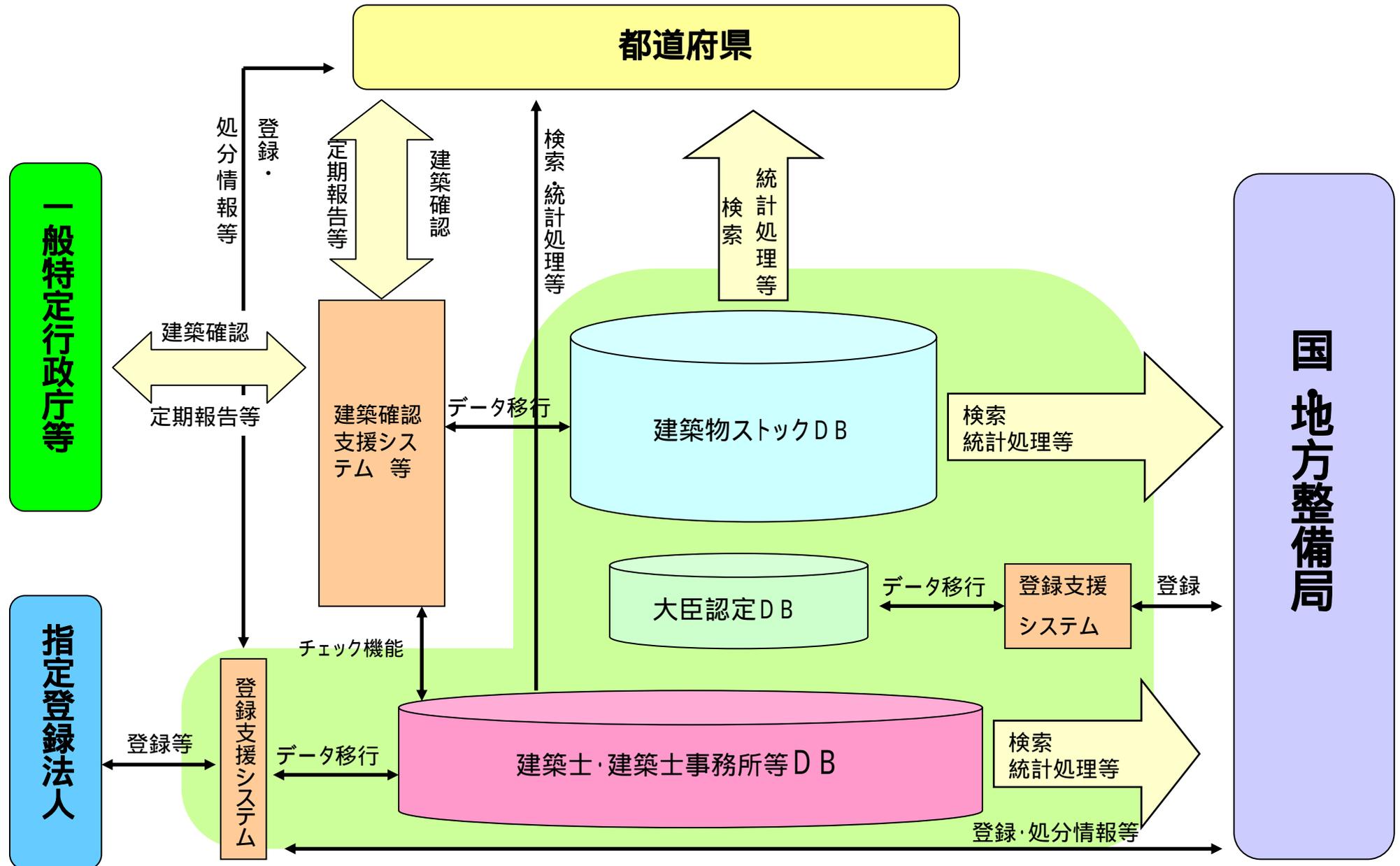
建築物の安全性に対する国民の信頼回復及び建築行政における対応の迅速化を図るため、建築士、建築士事務所、指定確認検査機関等に関する登録システムを構築するとともに、建築物のストック情報に関するデータベース(建築行政共用データベースシステム)の整備に要する経費等を措置する。(平成19年度から平成21年度)

消費者保護の観点から、国民の誰もが、建築士、建築士事務所等の業務実績や処分履歴などの情報について簡便かつ適確に把握できる環境整備が求められており、また、業務活動の範囲が広域化している現状において、建築士等に対する適確な指導監督を行うためには、各行政機関における基礎的な情報の共有が不可欠。

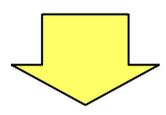
違反建築や建築物事故に迅速かつ的確に対応し、建築行政を効率的に執行していくためには、建築計画、確認・検査の履歴、定期報告等の建築物のストック情報の体系的な蓄積・共有が必要。

建築行政共用データベースのイメージ

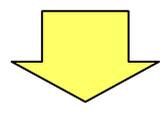




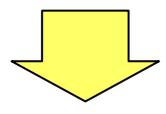
建築確認



中間検査



完了検査



定期報告

確認計画概要書

設計者

- ・意匠設計者
- ・構造設計者
- ・設備設計者

工事監理者

地名地番、敷地

用途、面積、高さ

構造、階数 等

処分等の概要書

建築確認

中間検査

完了検査

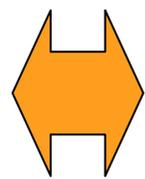
その他の処分

定期報告書

調査・検査者

調査・検査の概要

(建築物のストック情報)



建築士登録

建築士事務所登録

(事務所登録等のチェック)

申請書に記載された建築士が、登録を受けた建築士事務所に所属していることや処分状況を確認できる。

建築士が構造設計を行った物件を検索できる。

用途、規模、構造等を特定して、全国の設置件数や地域分布を即座に分析できる。

違反建築物の建築主や設計者を特定し、同者が関与した他物件を検索できる。

社のエレベーターが設置されている物件を検索できる。
(被害拡大の防止等)

建築士氏名

構造・設備建築士

講習受講履歴

処分履歴

管理建築士

所属建築士氏名

業務実績

処分履歴

(専任のチェック)

士法24条;一級建築士事務所...はそれぞれ専任の一級建築士...が管理しなければならない。

(講習受講のチェック)

答申;建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付け...